

# 新潟市人権教育・啓発推進計画(案)に対する意見等について

資料 2

●第4回委員会において出された主な意見のまとめ 及び 事務局追加修正したもの  
 (※軽微な質問等は除く)

No.	該当箇所	意見者	意見の内容等	事務局対応	計画(修正案)ページ	新【修正案】	旧【修正前】
1	目次	—	—	第4章「6外国籍市民」 「7感染者患者等」 「8新潟水俣病患者等」 の項目を一部修正します。	目次	6 外国籍市民等 7 HIV感染者・ハンセン病患者等 8 新潟水俣病患者等	6 外国籍市民 7 感染者患者等 8 新潟水俣病被害者
2	はじめに	室橋委員	6行目「差別」という言葉を入れ、差別をなくしていくという方向性を明記すべきでないか。	ご指摘を踏まえ該当箇所の文言を修正します。	P1 修正	人権は誰もが持っている権利で、これが侵害されたときは公の制度によって救済される「法的な権利」でもあります。人権を守ることは、「思いやり」や「やさしさ」だけの問題ではなく、差別や虐待など人権侵害を許さず、なくしていく必要があります。	人権は誰もが持っている権利で、これが侵害されたときは公の制度によって救済される「法的な権利」でもあります。人権を守ることは、「思いやり」や「やさしさ」だけの問題ではありません。
3	第1章策定にあたって第2章計画の目的と基本的な視点	室橋委員	条約締結国の責務として、法整備されていない、未整備の領域においても、条約に基づき、基礎自治体として人権を守る取組を行っていかねばならないことを明記すべきでないか。 第2章3基本的な視点(1)後段の「しかし」以下を修正してはどうか。	室橋委員の修正案を基に文言を修正します。 【室橋委員修正案】 そのうえで、今後の人権教育・啓発では、人は法制度や規範に基づく権利主体としての人権が保障されるべきであることを強調する必要があります。	P17 修正	これまでの人権教育・啓発では、人権侵害を受けた人々は「助けなければならない、かわいそうな人」であり、こうした人々を生まないため、他者への「思いやり」や「やさしさ」が強調されてきました。この視点はもちろん重要です。そのうえで、今後の人権教育・啓発では、誰もが法制度や規範に基づく権利主体としての人権が保障されることを強調する必要があります。	これまでの人権教育・啓発では、人権侵害を受けた人々は「助けなければならない、かわいそうな人」であり、こうした人々を生まないため、他者への「思いやり」や「やさしさ」が強調されてきました。この視点はもちろん重要です。しかし今後の人権教育・啓発では、これに加えて、すべての人は人権の法制度にもとづき人権を保障される権利主体であることも強調する必要があります。
4	第1章2現状と課題(2)意識調査	室橋委員	人権が守られていないが依然として31.5%と高い旨を記載すべきでないか。	ご指摘を踏まえ該当箇所の文言を修正します。	P6 修正	「今の日本は人権が守られている社会だと思うか」との質問に対しては、「守られている」の回答が前回調査に比べ11.8ポイント上昇し59.0%となりましたが、「守られていない」との回答が依然として31.5%も残る結果となりました。	「今の日本は人権が守られている社会だと思うか」との質問に対しては「守られている」が59.0%を占め、「守られていない」が31.5%でした。前回調査では、「守られている」「守られていない」が相半ばする回答でしたが、「守られている」との意識が11.8ポイント上昇しました。
5	第1章2現状と課題(3)今後の課題	室橋委員	事務局修正箇所において、文書の整理や説明の補充が必要でないか。	ご指摘を踏まえ該当箇所の文言を修正します。	P12 修正	その結果、「人権侵害を受けたことがある」と回答した人が前回調査では31.3%でしたが、今回調査では28.2%と3.1ポイント減少し、また、「今の日本は人権が守られていない社会だ」と感じている人が前回調査で46.1%でしたが、今回調査では31.5%と14.6ポイント減少し、人権が守られているとの回答が増えました。 しかし、依然として「人権が守られていない社会だ」と感じている人が31.5%もあり、「人権に関する関心」が前回調査より3.0ポイント減少し、さらに、全体的に「わからない」と回答する割合が増える結果となりました。 また、「人権という言葉のイメージ」は、前回調査と変わらず、「差別」と回答した人が1位(52.8%)と最も多く、今後の人権意識の向上のためには「差別」の解消が課題です。	その結果、「人権侵害を受けたことがある」と回答した人が前回調査では31.3%でしたが、今回調査では28.2%と3.1ポイント減少し、また、「今の日本は人権が守られていない社会だ」と感じている人が前回調査で46.1%でしたが、今回調査では31.5%と14.6ポイント減少しました。 しかし、「人権という言葉のイメージ」は、今回調査も前回調査と変わらず、「差別」と回答した人が1位(52.8%)でした。そして、今回調査では前回調査に比べ、人権に関する関心が3.0%減少するとともに、全体的に「わからない」と回答する割合が増える結果となり、人権に対して関心のある層と無関心の層との間に大きな差が見受けられました。

No.	該当箇所	意見者	意見の内容等	事務局対応	計画(修正案)ページ	新【修正案】	旧【修正前】																														
6	第1章3策定の趣旨と位置づけ	相庭委員長	後段の「なお」は不要でないか。	ご指摘を踏まえ該当箇所の「なお」を削除します。	P13 修正	「人権教育・啓発推進法」には「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(第5条)と自治体の責務が記載されています。本計画はこの責務を果たすという意味もあります。	<u>なお</u> 、「人権教育・啓発推進法」には「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(第5条)と自治体の責務が記載されています。本計画はこの責務を果たすという意味もあります。																														
7	第3章1人権教育・啓発の推進	室橋委員	身元調査についていろいろな課題、問題がある中で、公正採用選考だけでなく、人権に配慮した行政手続きについて記載が必要でないか。	ご指摘を踏まえ該当箇所の文言を修正します。	P20 修正	また、「市民を対象とした業務はすべて人権に関わること」や「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながる事」など、人権問題につながる情報を日頃から職員向け電子掲示板に載せるなど職員啓発を行います。「市役所の業務はすべて人権に結びつく」ことを常に認識して <b>各種行政業務を遂行するとともに</b> 、日常の業務を人権尊重の視点でとらえなおして工夫や改善に努めます。	また、「市民を対象とした業務はすべて人権に関わること」や「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながる事」など、人権問題につながる情報を日頃から職員向け電子掲示板に載せるなど職員啓発を行います。「市役所の業務はすべて人権に結びつく」ことを常に認識し、日常の業務を人権尊重の視点でとらえなおして工夫や改善に努めます。																														
8	〃	小林委員	室橋委員の意見を、第3章1人権教育・啓発の推進(1)市職員に対する人権教育・研修の中の最後尾に追記してはどうか。																																		
9	第3章2相談制度の充実	—	—	「主な相談機関」の表の一部を修正	P23 修正	(P23) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関(名称)</th> <th>開設年等</th> <th>主な相談内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市消費生活センター</td> <td>1979(昭和54年)開設、2010(平成22)年に移転し相談を強化</td> <td>消費生活、<b>多重債務</b></td> </tr> <tr> <td>新潟市配偶者暴力相談支援センター</td> <td>2012(平成24)年</td> <td>配偶者等からの暴力</td> </tr> <tr> <td>アルザにいがた</td> <td></td> <td>修正なし</td> </tr> <tr> <td>こころの健康センター</td> <td>2007(平成19)年</td> <td><b>こころの健康や精神障がいについて</b></td> </tr> </tbody> </table>	機関(名称)	開設年等	主な相談内容	新潟市消費生活センター	1979(昭和54年)開設、2010(平成22)年に移転し相談を強化	消費生活、 <b>多重債務</b>	新潟市配偶者暴力相談支援センター	2012(平成24)年	配偶者等からの暴力	アルザにいがた		修正なし	こころの健康センター	2007(平成19)年	<b>こころの健康や精神障がいについて</b>	(P23) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関(名称)</th> <th>開設年等</th> <th>主な相談内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市消費生活センター</td> <td>2010(平成22)年に移転し相談を強化</td> <td>消費生活</td> </tr> <tr> <td>新潟市配偶者暴力相談支援センター</td> <td>2012(平成24)年</td> <td>配偶者や<b>交際相手</b>からの暴力</td> </tr> <tr> <td>アルザにいがた</td> <td></td> <td>修正なし</td> </tr> <tr> <td>こころの健康センター</td> <td>2007(平成19)年</td> <td><b>精神疾患</b></td> </tr> </tbody> </table>	機関(名称)	開設年等	主な相談内容	新潟市消費生活センター	2010(平成22)年に移転し相談を強化	消費生活	新潟市配偶者暴力相談支援センター	2012(平成24)年	配偶者や <b>交際相手</b> からの暴力	アルザにいがた		修正なし	こころの健康センター	2007(平成19)年	<b>精神疾患</b>
機関(名称)	開設年等	主な相談内容																																			
新潟市消費生活センター	1979(昭和54年)開設、2010(平成22)年に移転し相談を強化	消費生活、 <b>多重債務</b>																																			
新潟市配偶者暴力相談支援センター	2012(平成24)年	配偶者等からの暴力																																			
アルザにいがた		修正なし																																			
こころの健康センター	2007(平成19)年	<b>こころの健康や精神障がいについて</b>																																			
機関(名称)	開設年等	主な相談内容																																			
新潟市消費生活センター	2010(平成22)年に移転し相談を強化	消費生活																																			
新潟市配偶者暴力相談支援センター	2012(平成24)年	配偶者や <b>交際相手</b> からの暴力																																			
アルザにいがた		修正なし																																			
こころの健康センター	2007(平成19)年	<b>精神疾患</b>																																			
10	〃	室橋委員	相談の充実において、市の相談に特化した記載になっているが、市だけで全部の相談や対応をすることはできないので、民間活力のスキルアップやネットワーク化も含めての記載が必要でないか。	ご指摘を踏まえ該当箇所の文言を修正、追加します。	P23・24 修正・追加	(P23) これらの相談は、適切な助言を通じて人権侵害の発生や拡大を防止し、人権に関わる問題の解決に導くなど、その業務が有効な救済の一手法ともいえることから、今後も、これらの相談業務を人権に関わる施策としても明確に位置づけ、 <b>取り組んでいきます。</b>	(P23) これらの相談は、適切な助言を通じて人権侵害の発生や拡大を防止し、人権に関わる問題の解決に導くなど、その業務が有効な救済の一手法ともいえることから、今後も、これらの相談業務を人権に関わる施策としても明確に位置づけ、 <b>人権尊重の視点から以下のように相談体制の充実を図ります。</b>																														
11	〃	伊原委員	人権問題を感じたら身近な知人に相談するという回答が多いことについて触れる方がよいのではないかと。また、弁護士や市をはじめとした機関で協力しながら、くらしとこころの総合相談会を実施しているため、これらも含めて記載してはどうか。	ご指摘を踏まえ該当箇所の文言を修正、追加します。	P23・24 修正・追加	<b>今回調査も前回調査と変わらず、人権侵害を受けた場合は「身近な人に相談する」と回答した人が1位(51.3%)と最も多く、どこに相談をしたらよいか広く周知する必要があります。また、本市だけで人権問題の解決を図ることはできないことから、関係機関との連携が大切です。</b> <b>そのため、市と関係機関が人権尊重の視点を共通認識として、以下のように相談体制の充実を図っていきます。</b>																															

No.	該当箇所	意見者	意見の内容等	事務局対応	計画(修正案)ページ	新【修正案】	旧【修正前】
(10・11)	(〃)	(室橋委員) (伊原委員)	(〃) (〃)	(ご指摘を踏まえ該当箇所の文言を修正、追加します。)	(P23・24 修正・ 追加)	(P24) 人権課題への対応については、自治体だけでは解決できない課題が多いことや、 <b>相談窓口を広く周知する必要があることから、関係機関、NGO/NPOや当事者団体などとの連携が大切です。</b> <b>悩みを抱えている人の人権問題は、複合化、複雑化していることから、自殺防止対策の取組として、市と関係機関が連携し、2013(平成25)年から弁護士会を中心に、多くの専門職がワンストップで相談を受ける「くらしとこころの総合相談会」を実施してきました。さらに、2014(平成26)年からは、市が本事業を引き継ぎ、定期的を開催しています。今後もこの取組を継続しながら、ネットワークの構築も含め効果的かつ効率的な体制の構築を進めます。</b>	(P24) 人権課題への対応については、自治体だけでは解決できない課題が多いことや、関係機関や当事者団体などとの連携が大切であることから、 <b>ネットワークの構築も含め効果的かつ効率的な体制の構築を進めます。</b>
12	第4章1女性	室橋委員	冒頭の課題について、ありましたと過去形で記載されているが、今も続いている。	ご指摘を踏まえ該当箇所の文言を修正します。	P25 修正	<b>現在も</b> 女性は女性であることを理由に差別や不平等、不利益なことが <b>多くあります</b> 。その根底には <b>固定的</b> 性別役割分担意識があり、それが女性の生き <b>づらさ</b> につながっています。	<b>これまで</b> 女性は女性であることを理由に差別や不平等、不利益なことが <b>多くありました</b> 。その根底には性別役割分担意識があり、それが女性の生き <b>がたさ</b> につながっていました。
13	〃	相庭委員長	性別役割分担意識と記載あるが、性役割分業の意識ではないか。	内閣府男女共同参画局では、固定的性別役割分担意識としているので、これに準じて修正します。			
14	〃	室橋委員	市の入札の参加資格において、人権項目を評価していることを文面に盛り込んではいかがか。	女性の分野だけでないことから、第1章策定にあたって2新潟市の現状と課題(1)これまでの取組の最後段に、一文を追加します。	P4 追加	また、障がい者差別の解消を目的とした市独自の条例の制定に向けた検討を重ねています。 <b>さらに、工事の契約にあたり、地域・社会貢献度において、男女共同参画、高齢者雇用、障がい者雇用などを評価項目とした総合評価方式の試行実施や、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進を図っています。</b>	また、障がい者差別の解消を目的とした市独自の条例の制定に向けた検討を重ねています。  (追加)
15	第4章2子ども	—	—	字句の一部を修正	P27 修正	こうした中、2011(平成23)年に民法が改正され、親権停止制度が創設されるとともに、親権喪失や管理権喪失の原因も見直され、子の利益が害されている場合に親権が制限され <b>得る</b> ことが明確にされました。	こうした中、2011(平成23)年に民法が改正され、親権停止制度が創設されるとともに、親権喪失や管理権喪失の原因も見直され、子の利益が害されている場合に親権が制限され <b>うる</b> ことが明確にされました。
16	第4章3高齢者	室橋委員	少子超高齢化社会になっている現在、高齢者自身が社会の担い手になっているので、高齢者としての括りではなく、お互いに助け合うことを前提とした書き方に換える必要があるのではないか。 また、少数の高齢者が困っているというのではなく、圧倒的多くの国民層をなしている高齢者が働く場や自分の力を発揮できる役割を求めていることについて記載する必要があるのではないか。	ご指摘を踏まえ該当箇所の文言を修正、追加します。	P29・30 修正・ 追加	(P29) 今後、団塊の世代が高齢者となり更なる高齢化の進展に伴い、介護などの福祉サービスを必要とする高齢者が更に増加することが予想されることから、今後も一層の高齢者施策を推進するとともに、一人ひとりの人権が尊重され、高齢者も差別を受けることなく <b>いきいきと自立した生活を営み、お互いに支え合っ</b> て暮らせる社会の実現をめざして取組を推進していくことが求められています。	(P29) 今後、団塊の世代が高齢者となり更なる高齢化の進展に伴い、介護などの福祉サービスを必要とする高齢者が更に増加することが予想されることから、今後も一層の高齢者施策を推進するとともに、一人ひとりの人権が尊重され、高齢者も差別を受けることなく暮らせる社会の実現をめざして取組を推進していくことが求められています。
17	〃	神林委員 (追加意見)	年齢による差別に触れる必要があるのではないか。 高齢者が自立した生活を送るためには、ただ年齢で差別されることなく、職に就くことができ、職場で不当な扱いを受けないための対策が必要であり、そのことに触れる必要があるのではないか。				

No.	該当箇所	意見者	意見の内容等	事務局対応	計画(修正案)ページ	新【修正案】	旧【修正前】
(16・17)	(〃)	(室橋委員) (神林委員)	(〃) (〃)	(ご指摘を踏まえ該当箇所の文言を修正、追加します。)	(P29・30 修正・追加)	(P30) これらの状況を踏まえ、 <b>高齢者が年齢により差別されることなく、働ける場所が確保され、かつ能力が発揮でき、経済的に自立できる社会の実現を目指します。</b> また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えることにより、高齢者の孤独死や自殺、高齢者に対する詐欺事件なども年々増加していることから、今後も高齢者世代同士も含めたすべての世代が支えあい、高齢者自身も自らの人権を認識し自立した生活が継続できるよう、豊かな長寿社会の実現を目指します。 <b>さらに、高齢者の人権を尊重し、虐待などの人権侵害を未然に防ぐためには、行政だけでなく介護・福祉サービス事業者等や市民と関係機関が相互連携した早期発見・対応が重要であり、人権意識がさらに根づくよう関係者への研修の充実や相談体制の整備・連携の強化に努めていきます。</b>	(P30) これらの状況を踏まえ、高齢者の人権を尊重し、虐待などの人権侵害を未然に防ぐためには、行政だけでなく介護・福祉サービス事業者等や市民と関係機関が相互連携した早期発見・対応が重要であり、人権意識がさらに根づくよう関係者への研修の充実や相談体制の整備・連携の強化に努めていきます。 また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えることにより、高齢者の孤独死や自殺、高齢者に対する詐欺事件なども年々増加していることから、今後も高齢者世代同士も含めたすべての世代が支えあい、高齢者自身も自らの人権を認識し自立した生活が継続できるよう、豊かな長寿社会の実現を目指します。
18	第4章4障がい者	室橋委員	第三次障がい者計画策定等現在進行形なのは分かるが、課題、差別的取り扱いへの対応については、記載する必要があるのではないか。			…障害者権利条約が平成18年12月に国連総会において採択されてから、国は条約を締結するため、労働・教育・福祉など様々な国内法の整備を行いました。 (中略) <b>これらの状況を踏まえ、障がいのある人の人権については、</b> 障害者権利条約に日本が批准し、平成26年2月19日より条約が日本において効力を生じることになったことにより、障がいを理由とする差別の解消などが進むと考えられますが、本市においても、障がい者差別の解消を目的とした市独自の条例の制定に向け、 <b>不当な差別的対応や合理的配慮の不提供を禁止することや、差別解消を図る周知啓発や研修を行うことを検討しています。</b> <b>就業機会の確保や雇用の促進については、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための市の方針を定め、障がい者就労施設等からの受注機会及び民間企業における雇用や就職機会の拡大を図ります。</b> また、障がい者就業支援センターにおいて、就労を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を実施し、雇用率の向上を図ります。 <b>相談・支援体制の充実については、現在8区に設置した委託相談支援事業所を、4か所に統合し、総合的な相談支援の窓口である基幹型相談支援センターとして再編し、相談支援の質の向上や継続支援の確保を図ります。</b>	…障害者権利条約が平成18年12月に国連総会において採択されてから、国は条約を締結するため、労働・教育・福祉など様々な国内法の整備が行われました。 (中略) 障害者権利条約に日本が批准し、平成26年2月19日より条約が日本において効力を生じることになったことにより、障がいを理由とする差別の解消などが進むと考えられますが、本市においても、障がい者差別の解消を目的とした市独自の条例の制定に向けた検討を重ねています。
19	〃	神林委員 (追加意見)	障がい者の記載が他の分野の計画文面と異なり、具体的なことが記載されていないので、現在、第三次障がい者計画を策定中とはいえ、もう少し調査結果を踏まえて、具体的な内容を記載すべきでないか。 また、法関係の整備が進んでいる旨が記載されているが、法律用の名称だけ列挙するのではなく、〇〇〇をするため(充実するため)に「障害者基本法」の改定がありなど、制定や改定の趣旨を付け加えてはどうか。	ご指摘を踏まえ該当箇所の文言を修正、追加します。	P32 修正・追加		
20	第4章6外国籍市民等	—	—	字句の一部を修正	P36 修正	国際化が進展する中、本市には4,586人(2014年5月31日現在)の外国人住民が暮らしており、全人口に占める構成比は約0.5%となっています。また、日本人であっても、両親のいずれかが <b>外国籍</b> である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがある多様な文化的背景を持つ人々が暮らしています。	国際化が進展する中、本市には4,586人(2014年5月31日現在)の外国人住民が暮らしており、全人口に占める構成比は約0.5%となっています。また、日本人であっても、両親のいずれかが <b>外国人</b> である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがある多様な文化的背景を持つ人々が暮らしています。

No.	該当箇所	意見者	意見の内容等	事務局対応	計画(修正案)ページ	新【修正案】	旧【修正前】
21	第4章7感染症患者等	室橋委員 (追加意見)	ハンセン病への対策については、「感染症患者等」の枠では収まりきれない課題です。戦前、市町村から県に報告したハンセン病患者の分布地図が発見され、旧新潟市内にも現新潟市内にも分布していたことが裏付けられました。この地図は、養成講座(燕会場)の藤野豊教授の講義に使われたもので、受講者に配布したものです。ハンセン病は感染力が極めて弱く、特效薬もあり、発症者も政府統計によりますと年間1人～4人程度です。おたふく風邪より威力ははるかに小さいと言えます。でも、戦前から最近まで続いた隔離政策を総括する意味で、隔離政策を推進した市町村の一つである新潟市では、感染症等の中で取り上げるのではなく、独自の項を設けるべきものと思います。	ご指摘を踏まえ該当箇所の文言を修正、追加します。	P38・39 修正・追加	(P38) 7 HIV感染者・ハンセン病患者等 医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方で、さまざまな病気に関し正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。特にHIV(※13)／エイズに対する正しい知識や理解が不足していることから、患者や感染者、家族等への偏見や差別が依然として残っています。 (P39) ハンセン病(※14)については従前の政策が元患者に対する差別や偏見を招き、 <u>誤った認識がなかなか改められませんでした。</u> 2003(平成15)年には熊本の温泉ホテルが「他の利用客に迷惑がかかる」としてハンセン病元患者の宿泊を拒否する差別問題がおきるなど、今なお社会に存在する偏見や差別意識がハンセン病元患者に <u>苦痛や苦難を与え、</u> 社会復帰を妨げる原因となっています。元患者に対する差別や偏見の解消のため、ハンセン病に対する正しい知識と理解が得られるよう啓発に努めます。	(P38) 7 感染症患者等 医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方で、さまざまな病気に関し正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。特にHIV(※13)／エイズやハンセン病(※14)に対する正しい知識や理解が不足していることから、患者や元患者、感染者、家族等への偏見や差別が依然として残っています。 (P39) <u>また、ハンセン病については従前の政策が元患者に対する差別や偏見を招き、人間として生きることすら否定する多くの悲劇を生んできました。</u> 2003(平成15)年には熊本の温泉ホテルが「他の利用客に迷惑がかかる」としてハンセン病元患者の宿泊を拒否する差別問題がおきるなど、今なお社会に存在する偏見や差別意識がハンセン病元患者に <u>多大な苦痛を与え続け、</u> 社会復帰を妨げる原因となっています。元患者に対する差別や偏見の解消のため、ハンセン病に対する正しい知識と理解を得るための啓発活動を推進します。
22	第4章8新潟水俣病患者	—	—	見出し及び文書を一部修正します。また、用語解説(※15)を付け加えます。(用語解説の旧番号は順送り)	P39・40 修正 P49 追加	(P39) 8 新潟水俣病患者等 (P40) この新潟水俣病は、流域住民に健康被害をもたらしただけでなく、 <u>新潟水俣病患者(※15)</u> やその家族に対し、病気を理由とした差別や偏見を生み、地域社会にも深刻な問題をもたらしました。 (P49) <u>(※15)新潟水俣病患者</u> <u>新潟県の新潟水俣病地域福祉推進条例において、「新潟水俣病患者」とは、新潟水俣病の原因であるメチル水銀が蓄積した阿賀野川の魚介類を摂取したことにより通常のレベルを超えるメチル水銀にばく露した者であって水俣病の症状を有する者と定義されている。</u>	(P39) 8 新潟水俣病被害者 (P40) この新潟水俣病は、流域住民に健康被害をもたらしただけでなく、 <u>被害者</u> やその家族に対し、病気を理由とした差別や偏見を生み、地域社会にも深刻な問題をもたらしました。 (P49) (用語解説の追加)
23	第4章9インターネットによる人権侵害	神林委員 (追加意見)	ヘイトスピーチについて、用語解説が必要でないか。	ご指摘を踏まえ用語解説(※17)に付け加えます。(用語解説の旧番号は順送り)	P41・49 追加 (P43・44・50)	(P41) これらのインターネットを利用した方法は、市民の表現手段を拡大させていますが、自由を逸脱して相手の名誉を傷つけたり、子どもたちに起きているネットいじめ、ヘイトスピーチ(※17)の助長、個人情報に掲載されるなど人権問題が増加しています。 (P49) <u>(※17)ヘイトスピーチ</u> <u>一般的に「増悪に基づく発言」を意味し、人種、国籍、思想、性別、職業、外見などの違いを理由に、誹謗・中傷、差別する発言や書き込みを指す。</u>	(P41)  (※17)の追加  (P49) (用語解説の追加)

No.	該当箇所	意見者	意見の内容等	事務局対応	計画(修正案)ページ	新【修正案】	旧【修正前】
24	第4章10さまざまな人権課題	—	—	「日本人拉致問題」の文書を一部修正します。	P42 修正	北朝鮮による日本人拉致は犯罪行為であり、 <u>かつ</u> 国家による許されない人権侵害で <u>あることから、国において</u> 2006(平成18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。	北朝鮮による日本人拉致は犯罪行為であり、国家による許されない人権侵害で <u>あり</u> 、2006(平成18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。
25	”	室橋委員 (一部追加)	拉致被害者の帰国後の対応について、特別措置法の時限延長は実現しましたが、生活習慣上の差別感を除去する取り組みは、今後も続けなければなりません。 30年間も北朝鮮に暮らし、子供は朝鮮で生まれ育ったわけですから、日本の環境に馴染むのに時間がかかるようです。特に、家族の共通語が朝鮮語になる場合もあり、周囲から奇異の目で見られることもあるとの情報が寄せられています。 拉致問題で、帰ってきた人達にどう対応するかという課題を盛り込んだほうがよいのではないかと。	ご指摘を踏まえ該当箇所に一文を追加します。	P42・43 追加	この問題は国家間の問題ですが、本市は拉致問題解決のため国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。同時に、市内の韓国・朝鮮籍住民がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう、「人権文化」を育み、定着させるために配慮が必要です。 <u>また、拉致被害者が帰国した際に、本人や家族を地域全体で受け入れ、支えながら、安心して暮らせる環境づくりが必要です。</u>	この問題は国家間の問題ですが、本市は拉致問題解決のため国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。同時に、市内の韓国・朝鮮籍住民がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう、「人権文化」を育み、定着させるために配慮が必要です。  (追加)
26	”	田邊委員	刑を終えて出所した人の項について、もう少し記載があった方がよいのではないかと。	ご指摘を踏まえ該当箇所に一文を追加します。	P43 追加	刑を終えて出所した人やその家族に対しては根強い偏見があり、社会復帰の基礎となる住居の確保や就職が困難など、さまざまな差別的な扱いを受けている場合があります。 刑を終えて出所した人の社会復帰には、本人の強い更生意欲が必要なことはもちろんですが、地域社会があたたかく迎え入れる土壌づくりが必要です。 <u>関係機関と連携し、また国で主催する「社会を明るくする運動」への協力を図りながら、刑を終えて出所した人が適切に処遇されることにより再犯を防ぎ、自立し更生することを助けることで、個人と公共の福祉を増進するという更生保護思想の普及に努めます。</u>	刑を終えて出所した人やその家族に対しては根強い偏見があり、社会復帰の基礎となる住居の確保や就職が困難など、さまざまな差別的な扱いを受けている場合があります。 刑を終えて出所した人の社会復帰には、本人の強い更生意欲が必要なことはもちろんですが、地域社会があたたかく迎え入れる土壌づくりが必要です。  (追加)
27	”	伊原委員	刑を終えて出所した人の項について、社会を明るくする運動など、地域との連携についても記載してはどうか。	ご指摘を踏まえ該当箇所に一文を追加します。	P43 追加	関係機関と連携し、また国で主催する「社会を明るくする運動」への協力を図りながら、刑を終えて出所した人が適切に処遇されることにより再犯を防ぎ、自立し更生することを助けることで、個人と公共の福祉を増進するという更生保護思想の普及に努めます。	(追加)
28	第5章3計画の評価と見直し	室橋委員	検証目標を持つ必要があるのではないかと。	ご指摘を踏まえ該当箇所の文言を修正します。	P46 修正	また、本計画は、定期的に人権に関する市民意識調査を実施し、 <u>「人権が守られている」及び「人権に関する関心」の回答が高まっているか注視しながら、総合的に検討・評価のうえ見直しを行います。</u>	また、本計画は、定期的に人権に関する市民意識調査を実施し、総合的に検討・評価のうえ見直しを行います。